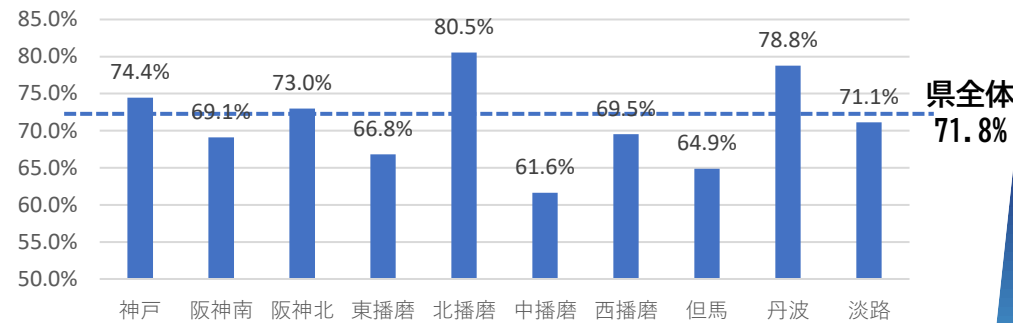


ひょうご花緑創造プラン 改定の方向性

現行プランの評価 ～基本目標の達成状況～

- 身近な花と緑に満足している県民は7割を超える。ただし、満足度には地域差あり。

身近な花と緑に満足する人の割合（R6県民モニター調査）



- ・「身近な花と緑に満足する人の割合」は71.8%で、目標（70%）を達成。
- ・ただし、地域（県民局の圏域）別にみれば、最大約81%～最小約62%と、20ポイント近い差が生じている。

- 市街化区域において緑地割合が減少。人口集中地区の緑地割合は微増したものの、目標には達せず。都市部における緑地確保や地域による緑の偏在は依然として課題。

- ・「市街化区域の緑地割合」は28.8%、「人口集中地区での緑地割合」は24.8%で、いずれも目標（30%維持・25%確保）を下回る。
- ・市街化区域においては、プラン策定時（30.6%）よりも緑地割合が減少。
- ・緑地割合の地域差も大きい。

市街化区域の緑地割合の地域差

市町	緑地割合 (%)
猪名川町	61.0
神戸市北区	54.1
上郡町	48.1
三田市	47.2
加東市	43.6
加古川市	17.0
播磨町	16.7
尼崎市	14.7
神戸市中央区	11.3
神戸市兵庫区	10.1
県全体	28.8

注) 緑地割合は衛星画像データをポリゴン化して算出した推計値。解析に用いる画像データは調査時期によって異なる衛星のものであること、また、市街化区域の拡大・縮小、区域区分線の精度向上等による影響が生じることなどには留意が必要。

※プランに掲げた各施策の進捗状況や、それをはかるための指標の達成度については、今後別途調査・検証を行い、次回の検討小委員会（令和7年6月頃）で提示予定

花緑を取り巻く潮流・社会状況

- 気候変動への対応、生物多様性の確保、Well-Beingの向上等の観点から、緑の持つさまざまな機能・効果への期待が、近年、国内外でより一層高まっている。

気候変動への対応

- ・ 平均気温の上昇、豪雨の発生回数増
- ・ 国「地球温暖化対策計画」(2021.10)
- ・ 県「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(2022.3改定)
⇒ 「吸収源としての森林等の整備」、「都市緑化等によるヒートアイランド対策と吸収源対策」等を位置づけ

生物多様性の確保

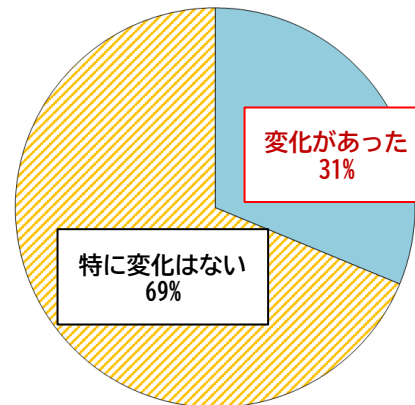
- ・ 「昆明・モンリオール生物多様性枠組」採択(2022.10)
⇒ 30by30などの行動目標を設定
- ・ 国「生物多様性国家戦略2023-2030」(2023.3)
- ・ 県「生物多様性ひょうご戦略」(2025.3改定予定)
⇒ 「災害に強い森づくり」、「都市緑化の推進」等を位置づけ

Well-beingの向上

- ・ SDGsのゴールのひとつとして、あらゆる年齢のすべての人々のWell-beingを促進することを位置づけ
 - ・ 都市緑地は、ストレス緩和やリラックス効果、身体活動、住民の交互交流の促進等によりWell-beingの向上に貢献※
- ※ 「都市緑地 実践のためのガイドブック」(WHOヨーロッパ地域事務局(2017))

- SDGsの理念の浸透や、コロナ禍の経験を踏まえた屋外空間の価値の再認識などにより、近年、県民の緑に対する関心の高まりがみられる。

この5年間の緑に関する意識・行動の変化 (R6県民モニター調査)



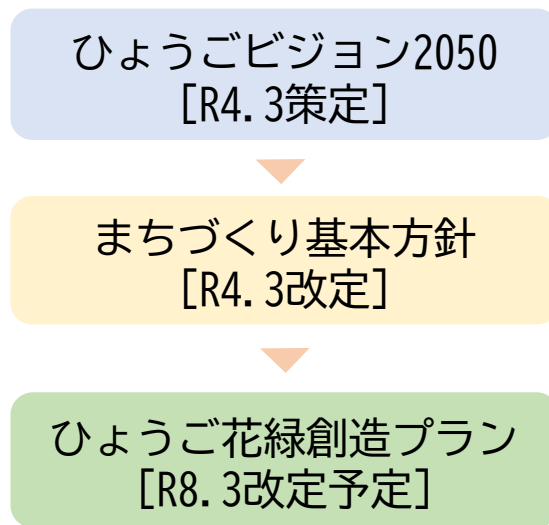
- ・ 自宅で花や樹木を育てたり、観葉植物を置くなど、暮らしに緑を取り入れるようになった(又はその機会が増えた) …58%
- ・ 山や森林、農地、都市緑地等の緑に関する環境問題への関心が高まった …56%
- ・ 公園など、緑のある屋外で過ごす時間が増えた …41% 等

- 一方で、人口減少・高齢化の進展を背景とした担い手の減少、コミュニティ活力の低下など、花緑に係る活動や取組を持続的に推進する上での課題が顕在。

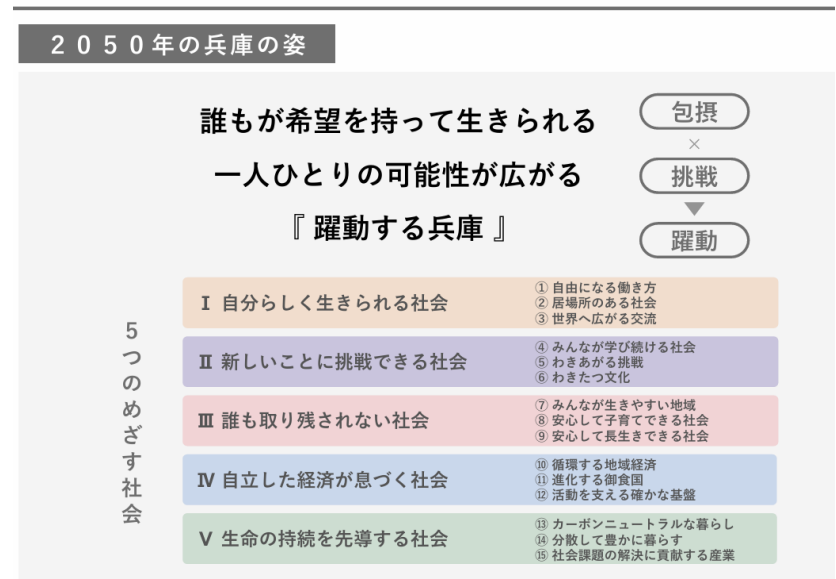
次期プラン改定の方向性（案）

位置付け

- 県民、地域団体、民間事業者、行政など、多様な主体の参画・協働によって、**花と緑に関する取組を推進するための行動指針**
- 「ひょうごビジョン2050」やそのまちづくり分野のビジョンである「まちづくり基本方針」に示されるめざすべき将来像の実現に向けた**花緑分野の個別計画**



めざす姿



（参考）ひょうごビジョン2050より 2050年の兵庫の姿

計画期間

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度 [10年間]

- ▶ 花緑に関する取組は中長期的視点に立って推進する性質のものであることから、現行プランと同様に計画期間は10年間とする。
- ▶ 中間年となる概ね5年後にプランの進捗状況を検証し、社会情勢等の変化を踏まえた上で、必要に応じて見直しを行う。

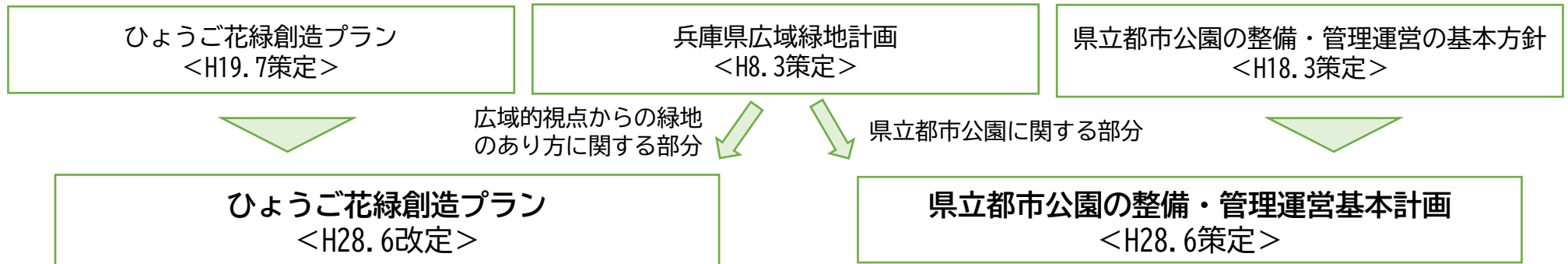
(参考) 「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」 (改正都市緑地法による) との関係

▶ 現行プランは、広域緑地計画※の要素を統合して策定されている。

※広域緑地計画…

建設省(当時)の通達に基づき、「兵庫県広域緑地計画」として平成8年3月に策定。一つの市町の範囲を越えた広域的な視点で、都市公園等の緑地整備、市街地の緑地保全に関する施策や目標を示した任意計画。平成28年度に本プランを改定した際、広域緑地計画の要素を一部に盛り込んでいる。

緑に関する計画 策定の経緯



▶ 今般、都市緑地法が改正され (R6.11施行)、都道府県は同法に基づき「緑の広域計画」を定められることとなったが、当該計画についてはその位置づけや性格が本プランと異なる要素があることから、取扱いについては別途検討することとする。

	ひょうご花緑創造プラン	緑の広域計画
根拠等	- (任意計画)	都市緑地法第3条の3 (法定計画)
対象区域	県全域	主として都市計画区域 (都市計画区域マスタープランへの適合等が求められている)
内容・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、地域団体、民間事業者、行政など、多様な主体によって花と緑によるまちづくりを推進するための理念、目標、施策等を定める。 ○主として県民に向けた行動指針としての性格を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法では以下の事項を定めることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化の目標 ・緑地の配置の方針、緑地保全・緑化推進の方針 ・緑地保全・緑化推進のための施策 ・都市公園の整備及び管理に関する事項 ・緑地保全地域内における行為の規制、基準等 ・特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 等 ○「緑地の配置の方針」等の概念や、緑地保全に関する規制など、都市計画的な性格を有する。

次期プラン改定の方向性（案）

改定の視点等

- **ひょうごビジョン2050（令和3年度策定）に掲げる「めざす社会」を花緑からの視点で意識**
 - ▶ I 自分らしく生きられる社会 ⇒花緑による人とのつながり、地域内・地域間交流 等
 - ▶ III 誰も取り残されない社会 ⇒花緑による子育て環境の充実、健康な心身の育み 等
 - ▶ V 生命の持続を先導する社会 ⇒花緑による環境改善、防災性向上、生物多様性確保 等
- **県民や地域団体、民間事業者による行動・取組の動機づけとなるよう、花緑の持つさまざまな機能・効果や社会的役割をよりわかりやすく提示（気候変動など、昨今の環境問題を踏まえ、緑のもつ「グリーンインフラ」の考え方なども盛り込む）**
- **現行プランの理念※を継承しながら、花緑によって『豊かな自然環境や潤いある生活環境の保全・創出』と『全ての県民が安心して生き生きと暮らせる社会の実現』をめざす**
※現行プラン理念：花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らしの実現』
- **「花緑を増やす」・「花緑の効果をより発揮させる（質を高める）」・「県民が花緑に親しむ機会を増やす」**ことを取組の柱として、そのための基本目標や推進施策を検討
- **今後、人口減少・高齢化がさらに進展することを見据え、特に、花緑によるまちづくりを持続的に展開するための支援施策・事業を強化**
(例) ・民間事業者による積極的な取組を促すためのインセンティブ
・県民、地域団体等による維持管理活動への支援
・花緑によるまちづくりのリーダー（コーディネーター、アドバイザー等）の育成 等

次期プラン改定の方向性（案）

基本目標

	基本目標（案）	現況値	目標値 (R17)	評価事項	備考 (現行プラン目標との関係)
1	身近な花と緑に満足する人の割合を増やす	71.2%	75%	・花緑の量や質が総合的に向上しているか	継続
2	花緑のある空間※¹を日常的に利用※²する人の割合を増やす ※ ¹ 身近な公園、大規模な公園、緑のある屋外広場、芝生広場等 ※ ² 日常的に利用＝週2回以上の利用とする	37.7%	40%	・花緑の効果（well-beingの向上）をより多くの県民が享受しているか ・魅力ある緑化空間が創出されているか	新規
3	花緑活動※に取り組んでいる人の割合を増やす ※ 自宅の庭やバルコニーでのガーデニング等は除く	20.8%	25%	・花緑によるまちづくりの担い手が増えているか	新規
4	市街地※における緑地の割合を30%以上確保する ※ 市街地＝用途地域（市街化区域＋非線引き用途地域）とする	28.8% ※市街化区域の緑地割合	30%	・市街地の緑が増えているか	継続 ※「市街化区域」→「市街地」
5	人口集中地区における緑地の割合を26%以上確保する	24.8%	26%	・都心部の緑が増えているか	継続

※基本目標の達成のために評価指標（KPI）を別途設定

- （指標例）・県民まちなみ緑化事業による緑地面積・植樹本数（市街地・人口集中地区）、申請における民間事業者の割合
・環境条例による義務緑化範囲を超えて敷地緑化を行う民間事業者の割合
・「まちづくりガーデナー」（県立淡路景観園芸学校「まちづくりガーデナー・本科コース」修了者）認定数 など

(参考)

「市街化区域における緑地割合」 → 「市街地における緑地割合」の変更について

- 現行プランでは「市街化区域における緑地割合」を基本目標の指標としているが、以下の理由により、次期プランではこれを「市街地における緑地割合」に変更し、用途地域が定められた地域（＝市街化区域＋非線引き都市計画区域内の用途地域）を「市街地」として扱う。

～変更理由～

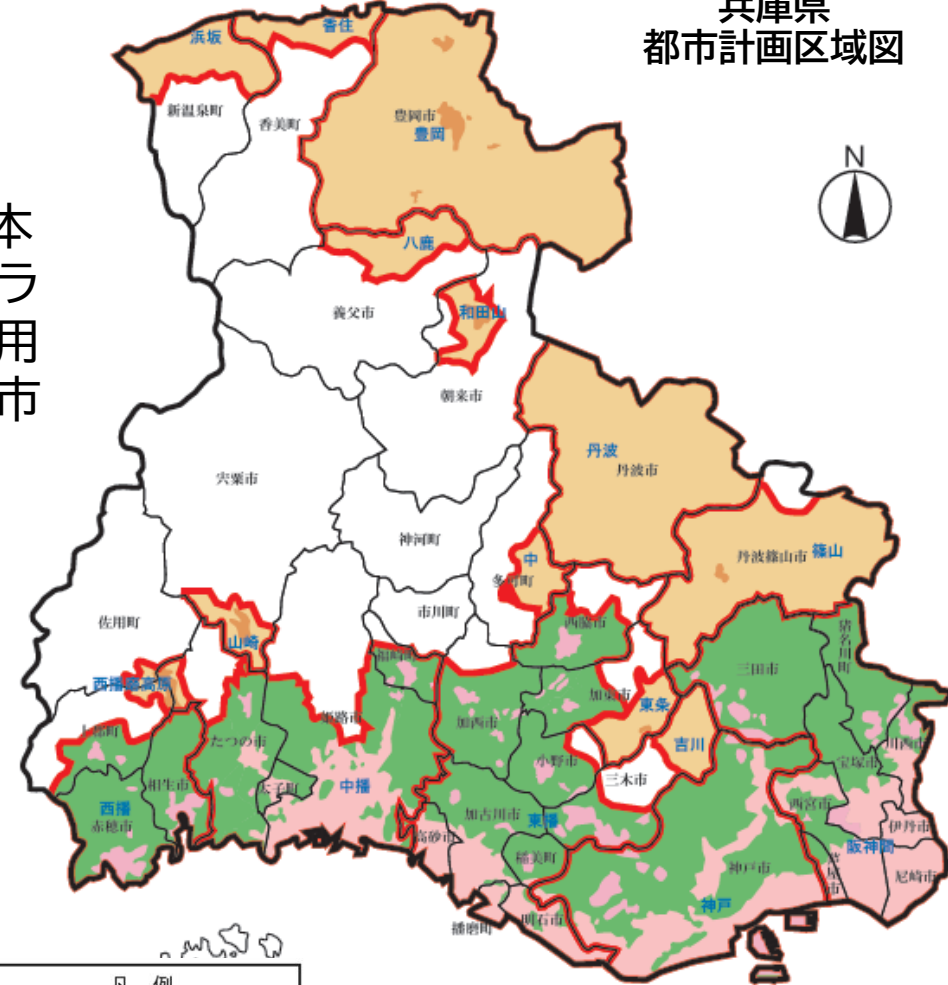
○国の基本方針の目標との整合

- ▶ 改正都市緑地法に基づき国が定めた「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（令和6年12月）において、「市街地」の緑被率が3割以上となることが目標に掲げられた。
- ▶ 「市街地」の定義は本文中にはないものの、注釈によると、目標設定の際に実施された緑被率調査は「用途地域が定められた地域」を対象とした緑被率（現況値：約24%）となっている。

○区域区分廃止による影響を考慮

- ▶ 市街化調整区域の厳しい建築制限が地域衰退の要因となっているとの声があることなどから、県では、令和5年3月に「区域区分の見直しの考え方」を策定。今後、これに基づき、区域区分（都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること）を廃止する市町が現れることが想定される（加西市は令和8年3月に区域区分廃止の方針）。
- ▶ 区域区分が廃止された場合、旧市街化区域は非線引き都市計画区域の用途地域となるため、「市街化区域における緑地割合」を指標とすると、区域区分の廃止によって対象地域が大きく減少することとなり、緑地割合にも大きな影響を及ぼすこととなる。
- ▶ 緑の量の拡大状況を適正に管理・評価するためには、調査対象地域を固定する必要があることから、非線引き用途地域も含めて「市街地における緑地割合」とする。

兵庫県 都市計画区域図



凡 例	
青文字	都市計画区域名
—	都市計画区域境界
■	市街化区域
■	市街化調整区域
■	市街化区域と市街化調整区域との区分のない都市計画区域（非線引き都市計画区域）
■	非線引き都市計画区域で用途地域が定められた区域

現在の
対象地域

対象地域に追加

